

津 市 公 報

第 28 号
平成19年 2月20日
火 曜 日

目 次

告 示

- ・撤去自転車の保管
- ・国民健康保険被保険者証の無効
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車の保管
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車の保管
- ・津市議会臨時会の招集
- ・撤去自転車の保管
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車の保管
- ・保管した屋外広告物
- ・撤去自転車の保管
- ・公示送達
- ・榊原自然の森温泉保養館の使用料の徴収事務の一部委託
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管

公 告

- ・開発行為に関する工事の完了
- ・平成19年1月分津市農用地利用集積計画
- ・犬の抑留

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 3 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 2 月 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 3 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 2 月 5 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記 号 番 号	交 付 年 月 日	無 効 と な っ た 日
1 1 5 9 3 3 0	平 成 1 8 年 1 0 月 1 日	平 成 1 9 年 1 月 1 8 日

津市告示第 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 3 年白山町告示第 4 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 2 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

美里区自治会

三重県津市白山町山田野 2 番地

代表者 山 崎 正 行

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	会の区域は、白山町大字山田野小字美里の区域とする。
変更後	会の区域は、津市白山町山田野字美里の区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡白山町大字山田野 2 番地
変更後	津市白山町山田野 2 番地

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡白山町大字山田野 2 番地
変更後	津市白山町山田野 2 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市告示第 37 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 2 月 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 2 月 5 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年久居市告示第 49 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

三重県津市久居二ノ町 1827 番地 4

二ノ町一丁目自治会

代表者 西 川 雅 也

2 変更に係る事項

代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	変 更 前	野垣内 正幸 久居市二ノ町 1850 番地 3
	変 更 後	西 川 雅 也 津市久居二ノ町 1827 番地 4

3 変更の年月日

平成 19 年 1 月 15 日

4 変更の理由

前代表者死亡による代表者の変更

津市告示第 39 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 2 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）及び江戸橋駅
前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 2 月 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第４０号

平成１９年第１回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成１９年２月７日

津市長 松 田 直 久

１ 招集の日

平成１９年２月１４日

２ 招集の場所

津市議会議事堂

３ 会議の事件

(１) 議会運営委員の選任

(２) 常任委員の選任

津市告示第 4 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 2 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 2 月 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年津市告示第295号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年2月8日

津市長 松田直久

1 届出者

小川園自治会

三重県津市栗真小川町869番地95

代表者 福本吉光

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の規約に定める目的

変更前	本会は以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会を維持・形成し、会員の福利の増進、会員相互の融和と親睦を目的とする。 (1) 地域内の住民相互の連絡 (2) 地域内の環境の整備 (3) 集会所施設の維持管理 (4) 地域関連自治会との連絡協調
変更後	本会は以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会を維持・形成し、会員の福利の増進、会員相互の融和と親睦を目的とする。 (1) 地域内の住民相互の連絡 (2) 地域内の環境の整備 (3) 安全、安心なまちづくり (4) 健康維持と体力づくり (5) 集会所施設の維持管理 (6) 地域関連自治会との連絡協調 (7) その他本会の発展に必要な取り組み

(2) 代表者の氏名及び住所

変更前	岡 一 郎 津市栗真小川町863番地31
変更後	福 本 吉 光 津市栗真小川町863番地28

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の規約に定める目的が、平成19年1月14日に定期総会において改正されたため。

また、代表者が平成19年1月14日に定期総会において新任されたため。

津市告示第43号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月8日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅、久居駅（放置禁止区域）、江戸橋駅前公共自転車等駐車場及び江戸橋東公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成19年2月8日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229－3142

津市告示第 4 4 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 2 月 9 日

津市長 松 田 直 久

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

はり札等 2 6 枚

立看板等 6 枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所

阿漕町津興地内他（市道主要幹線道路）

3 広告物又は掲出物件を除去した日

平成 1 9 年 1 月 1 0 日から 2 4 日まで

4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1 津市相川建設作業事務所

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市告示第 4 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 2 月 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）、江戸橋駅前公共自転車等駐車場
場及び江戸橋東公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 2 月 9 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第46号

下記の者の平成18年度市民税・県民税納税通知書兼領収書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成19年2月9日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

津市告示第 4 7 号

榊原自然の森温泉保養館の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、
地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により
告示する。

平成 1 9 年 2 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

名 称	所 在 地
社団法人 中勢地域中小企業勤労者 福祉サービスセンター	津市島崎町 1 4 3 番地 6

津市告示第 48 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 2 月 13 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅、久居駅（放置禁止区域）及び江戸橋駅西公共
自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 2 月 13 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 49 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 2 月 14 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 2 月 14 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市公告第 18 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 19 年 1 月 31 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市木造町字西松山 715－1， 716－1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋三丁目 16－20
花井 登

津市公告第 19 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

平成 19 年 2 月 9 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

津市公告第 2 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 2 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 2 月 9 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 2 月 1 5 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	大里山室町	雑種	白	オス	中	不明	緑色の首輪

3 公示期間 平成 1 9 年 2 月 1 3 日から平成 1 9 年 2 月 1 5 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2